

岸和田市
自動販売機設置事業者募集要項

2018 年 12 月

岸和田市

目次

1	目的	1
2	公募物件	1
3	日程	1
4	応募資格要件	1
5	契約上の条件等	2
6	入札申込手続き	6
7	質問及び回答	7
8	入札参加資格の審査及び通知	7
9	入札保証金	7
10	入札手続き	8
11	設置事業者の決定の取消し	10
12	契約手続き	10
13	契約保証金	11
14	自己都合による契約解除	11
15	瑕疵担保責任等	11
16	その他	12

1 目的

岸和田市内の公共施設利用者の利便性向上を図るとともに、市有財産の有効活用により自主財源を確保するため、公共施設に設置する自動販売機の設置及び管理運営を行う事業者(以下「設置事業者」という。)を公募します。募集に参加される方は、この募集要項をよく確認し、次の事項を承知のうえ入札に参加してください。

2 公募物件

別添の「公募物件一覧表」及び「物件個別明細」を参照ください。

3 日程

項目	日程
入札申込受付期間	2018 年 12 月 27 日(木)～2019 年2月8日(金)
質問受付期間	2018 年 12 月 27 日(木)～2019 年1月 16 日(水)
入札参加資格の審査結果通知	2019 年2月 13 日(水)
入札・開札日	2019 年2月 20 日(水)
契約の締結期限	2019 年3月8日(金)

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人事業主に限り応募することができます。なお、設置事業者として決定した後に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合、設置事業者としての決定を取り消します。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること(法人の場合は代表者)

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者

(2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。)であること。

- ① 岸和田市との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ② 岸和田市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が岸和田市と契約を締結すること又は契約者が岸和田市との契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の 2 第 1 項の規定により岸和田市が実施する監査又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由がなく岸和田市との契約を履行しなかった者
- ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 乳飲料を販売する者(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条第 1 項の許可を受けなければならないものに限る。)にあっては、当該許可を受けている者。
- (4) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成 25 年 4 月 1 日施行)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成 25 年 10 月 1 日施行)に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (8) 国税又は岸和田市税を完納していること。

5 契約上の条件等

(1) 設置根拠法令

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の4第 2 項第 4 号の規定に基づき、岸和田市が設置事業者に対し、行政財産の一部を貸付けする方法により行います。

(2) 貸付期間

貸付の期間は、2019 年4月1日(月)から 2024 年3月 31 日(日)の午後5時までとします。

本契約は、建物の貸付については借地借家法(平成3年法律第 90 号)第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約であり、土地については民法(明治 29 年法律第 89 号)第 601 条に基づく賃貸借契約となるため、貸付期間の更新及び期間の延長は認めません。賃貸借契約期間満了の1年前から6カ月前の間に、契約期間の満了により賃貸借契約が終了する旨を書面にて通知します。

(3) 貸付料

岸和田市が設定する最低貸付料以上で申込みのあったもののうち、最高の入札額をもって貸付料(年額・税抜)とします。

貸付料には消費税相当額として、貸付料の 100 分の8に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を加算します。消費税率が改定された場合は、改定後の税率に基づき消費税額を算定することとします。なお、自動販売機の設置箇所が屋外の物件については、非課税となります。

貸付料は岸和田市の発行する納入通知書により、初年度分は岸和田市の指定する期限までに、次年度以降の分は当該年度の4月末までに全額納入してください。

(4) 必要経費

① 電気料金

光熱水費は設置事業者の負担とし、市又は指定管理者からの請求に基づき実費を支払うものとします。（設置事業者が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合は、市又は指定管理者に支払う必要はありません。）電気料金は別途発行する納付書により指定期日までに納付してください。電気料金（月額）の計算方法は次のとおりです。

$$\text{施設全体の電気料金} \times \frac{\text{自動販売機の電気使用量}}{\text{施設全体の電気使用量}}$$

ただし、指定管理者が管理を行う施設に自動販売機を設置する場合、電気料金の算定及び支払については、当該指定管理者と協議するものとします。

② 電気工事費用等

既設の電源を使用する場合は、自動販売機の電気の使用量を計る証明用電気機器（子メーター）を設置することとします。子メーターは、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印が付され検定証印等の有効期間が経過していないものを設置してください。

電源を確保するために電気工事が必要な場合は、設置事業者が工事を実施し、これに要する費用をすべて負担することとします。（支柱や電線等の設置に伴い、別途占用使用料の支払が必要となることがあります。）

電気工事の要否、方法等については、市の施設所管課と協議し、その指示に従うこととします。また、工事完了後は直ちに施設所管課に報告し、その検査を受けることとします。詳しくは「物件個別明細」をご参照ください。

③ その他費用

その他、自動販売機設置・撤去に関する一切の費用は、設置事業者の負担とします。

(5) 設置する自動販売機の仕様

① 貸付面積

設置する自動販売機の大きさは、「物件個別明細」の設置図に設置可能範囲を示していますのでその範囲内に設置できるものとしてください。

② 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めてください。

③ 災害対応型、ユニバーサルデザイン

「公募物件一覧表」「物件個別明細」に、災害対応型、ユニバーサルデザインの指定があるものについては、それらの機能を備えた自動販売機を設置してください。

※災害対応型自動販売機とは、災害時に電気の供給が絶たれた状態でも、飲料水の提供が

可能となる機能を有する自動販売機です。ユニバーサルデザインの自動販売機とは、高齢者や障害者等の利用に配慮した機能を有する自動販売機です。

(6) 設置条件

貸付期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 貸付の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- ② 貸付期間中に4-(3)にかかる許可の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の排出時間及び経路については、岸和田市(指定管理者が管理を行う施設にあたっては指定管理者)と協議の上、指示に従うこと。
- ⑤ 酒類(類似品含む)、たばこの販売を行わないこと。
- ⑥ 販売品目は、缶又はペットボトル等の密閉式容器入りのお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類等の清涼飲料水(乳類販売業の許可を有する者については、乳飲料を含めることができる)、氷菓子(「公募物件一覧表」及び「物件個別明細」の販売品目欄に記載がある場合のみ)とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ⑦ 別添の「物件個別明細」に記載の販売品目の条件を満たすこと。
- ⑧ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑨ 災害対応の自動販売機を設置する場合、大規模災害等の際に、市から飲料水無償提供の協力要請があった際には、協力に応じること。また、災害時の対応等の詳細について、別途協定書を締結すること。
- ⑩ 既設の自動販売機(2019年3月31日まで設置)がある場合、撤去の後に設置すること。なお、貸付開始日からの営業が不可能であったとしても、市は貸付料の返還及びその他の補償等には応じないものとする。

(7) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、自動販売機1台に1個の割合で使用済容器の回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任において適切に回収・処分すること。
- ③ 使用済容器の回収頻度については、回収ボックスから使用済容器があふれないよう配慮するとともに、周辺の美化に努めること。
- ④ 自動販売機が他社との併設となる場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収・処理すること。
- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ⑥ 自動販売機の故障時等の連絡先を、自動販売機の前面のわかりやすい位置に明記するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において迅速に対応すること。
- ⑦ 窃盗等の犯罪防止のための対策を講じ、犯罪の抑止に努めること。なお、釣り銭の盗難や自動販売機の毀損等が発生した場合について、市、施設管理者はその責任を負わないもの

とする。

- ⑧ 自動販売機の設置管理運営上の事故等について、設置事業者の責に帰する理由により発生した事故や故障については、設置事業者の責任において処理するものとし、事故や故障の原因及び内容について速やかに報告すること。

(8) 指定管理者との協議

指定管理者が管理を行う施設に自動販売機を設置する場合、設置事業者は次の項目について指定管理者と協議をし、指定管理者の指示に従ってください。なお、これらの協議事項等については、指定管理者との間で締結する協定書で定めるものとします。

- ① 使用済容器・ゴミの回収方法について
- ② 自動販売機の設置及び商品搬入経路等について
- ③ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について
- ④ 事故や故障が生じた場合等、緊急時の連絡体制について
- ⑤ メーターの検針及び光熱水費の支払方法について
- ⑥ 災害時における対応について(災害対応型自動販売機のみ)
- ⑦ その他協議が必要な事項について

(9) 契約の解除及び変更

以下に該当する場合、契約を解除し、又は変更することがあります。

- ① 岸和田市、国又は他の地方公共団体が公用若しくは公共用に供するため必要とするとき
- ② 契約の条件に違反する行為があると認めるとき
- ③ 設置事業者が、岸和田市暴力団排除条例(平成 25 年岸和田市条例第 35 号)第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当する者(法人の場合は法人及び代表者)であると認めるとき。また、同規定に掲げる者から委託を受けた者及び関係団体であると認めるとき(申込みの際提出いただく役員名簿により、該当の有無を確認します。)
- ④ その他本市が認めるとき

※①の事由により契約が解除された場合、取消し月の翌月以降の使用料について月割りで設置業者に返還します。

※②～④の事由により契約が解除された場合、設置事業者は、5年間の貸付料総額の 100 分の10 に相当する額の違約金を支払うこととします。

(10) 販売実績の報告

次回入札の参考資料とするため、設置事業者は、年度ごとの販売実績(自動販売機1台ごとの販売数量・売上額)を取りまとめ、岸和田市に報告してください。(様式は任意で可)

(11) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了又は貸付契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を岸和田市に請求することができません。

(12) 損害賠償

設置事業者は、自動販売機の設置・販売・維持管理等において、岸和田市又は第三者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

6 入札申込手続き

(1) 申込方法

必要書類を下記提出先へ持参により申込みください。郵送、電話、ファックス、インターネット等による受付は行っておりません。なお、書類に不備が認められる場合、受付できません。また、一度申込みを受理した後は、申込み物件の訂正や取消しはできません。

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市企画調整部企画課行財政改革担当 宛（市役所新館2階）

申込受付期間 2018年12月27日(木)～2019年2月8日(金)（岸和田市の休日定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する休日を除く。）

【受付時間：午前9時00分～午後5時30分】

(2) 提出書類(各1部)

提出された書類は返却いたしません。

提出書類	様式		法人	個人
ア 入札参加申込書	様式1	原本	○	○
イ 誓約書兼同意書	様式2	原本	○	○
ウ 誓約書（暴力団排除条例関係）	様式3	原本	○	○
エ 役員名簿	様式4	原本	○	○
オ 使用印鑑届	様式5	原本	○	○
カ 現在事項証明書	法務局発行	写し可	○	
キ 印鑑証明書	法務局発行	写し可	○	
ク 印鑑登録証明書	市町村発行	写し可		○
ケ 「法人税」「消費税」「地方消費税」の納税証明書（納税証明書その3の3）	税務署発行	写し可	○	
コ 「所得税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書（納税証明書その3の2）	税務署発行	写し可		○
サ 岸和田市税の完納証明書	市町村発行	写し可	○	○
シ 事業者（会社）概要	自由様式	写し可	○	○
ス 設置する自動販売機に係る商品名、品質、規格、性能等の情報を記載した書類	自由様式	写し可	○	○
セ 大阪府食品衛生法条例（平成12年条例第14号）第5条の許可証の写し（4-（3）に該当する場合のみ）	保健所発行	写し可	○	○

※カ～サについては、申請日前3カ月以内に発行したものに限る。

※複数物件への入札参加を希望される場合でも、各1部ずつ提出してください。

※指名競争入札参加資格審査申請をしているものは、2018(平成30)年度有効の「入札参加資格申請書(契約検査課にて受付)の受理印が押印された写し」を提出する場合、オ～サの書

類の提出は省略可能です。

(3) 現場説明会

開催しません。入札参加希望者は、各自で事前に現地をご確認ください。なお、現地の施設管理者は、本入札に関する質問には応じかねますので、質問については、「7 質問及び回答」の記載に従って行ってください。

7 質問及び回答

募集(仕様)に関しての質問及び回答は、次の方法により行います。

(1) 質問受付期間

2018 年 12 月 27 日(木)～2019 年1月 16 日(水)午後5時 30 分まで

(2) 提出方法

質問は、質問書(様式8)により行い、下記アドレスに電子メールにてご提出ください。

gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp

(3) 回答日時

2019 年1月 23 日(水)午後 5 時 30 分までに回答

(4) 回答方法

回答は、すべての質問を取りまとめ、本市ホームページに掲載します。その他の方法による質問には一切応じられません。また、掲載内容に関する再質問は受付しません。

8 入札参加資格の審査及び通知

提出いただいた書類に基づき、入札参加資格の審査を行います。審査後、次のとおり、応募者に対し審査結果を通知します。

(1) 通知方法

通知は書面及び電子メールにて行います。(参加申込書に記載の電子メールアドレス宛へ通知いたします。)

(2) 通知日

2019 年2月 13 日(水)

9 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札に参加するためには、入札保証金の納付が必要です。入札保証金は最低貸付料×5年分×消費税率(8%)の 100 分の3に相当する額となります。入札開始までに本市が発行した入札保証金納付書により指定金融機関に納付し、その領収書のコピーを入札当日持参してください。

(2) 入札保証金の還付

納めていただいた入札保証金は、落札者以外の方にはついては、開札後に還付申出書の提出により後日銀行振り込みの方法で返還します。返還にあたって利息は付しません。落札者が正当な理由なく期限までに貸付契約を締結しないときは、入札保証金は返還しません。

(3) 入札保証金の免除

下記に該当する場合、入札保証金を免除しますので、証明書類(契約書の写し等)を提出してください。

- ① 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結している場合。
- ② 過去2年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約(行政財産の目的外使用許可を含む)を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する場合。

入札保証金を免除された方が落札者となった場合において、正当な理由なく期限までに貸付契約を締結しないときは、違約金として落札金額の 100 分の3に相当する額をお支払いいただきます。

10 入札手続き

(1) 日時及び場所

- ① 日時 2019 年2月 20 日(水) 午前9時 30 分～

対象グループ	対象物件	入札時刻
グループA	18 総体1、18 総体2、18 総体3、18 総体4 18 総体5、18 総体6、18 中体1、18 中体2	午前9時 30 分～午前 10 時 30 分
グループB	18 牛運1、18 久運1、18 葛運1、18 春運1 18 八運1、18 葛テ1	午前 10 時 45～午前 11 時 45 分

- ② 場所 西側プレハブ

(2) 入札における注意事項

- ① 入札を辞退する場合は、事前に入札辞退届(様式9)を提出するか、入札当日に会場で辞退を申し出てください。正当な理由なく無届で入札に欠席した場合、今後の自動販売機設置事業者募集への参加を制限する等の罰則を科します。
- ② 入札はグループごとに行います。グループごとの入札開始時刻までに入室してください。開始時刻までに会場に入室されなかった場合は、入札を辞退したものとみなします。
- ③ 必要書類の提出がない場合、入札に参加できません。
- ④ 隣接する自動販売機を、同一事業者が重複して設置することはできません。同一入札者が隣接する複数の自動販売機について最高金額を入札した場合、公募番号が前の物件についてのみ落札したものとして取り扱います。後ろの公募番号の物件については、次に高額となる金額で入札した者を落札者とします。

重複設置ができない物件については、「公募物件一覧表」及び「物件個別明細」に記載していますので、ご確認ください。

(2) 入札当日に必要なもの

持参書類	様式	
ア 入札要項 ※1	-	原本

イ 入札参加資格確認結果通知書	-	原本
ウ 入札保証金の領収書	-	写し可
エ 使用印鑑届にて届け出た印鑑	-	-
オ 委任状 ※2	様式7	原本

※1 入札要項は、入札参加資格確認結果通知書とともに郵送します。必要事項を記入のうえ代表者印を押印して入札日に提出してください。忘れた場合は入札に参加できません。

※2 入札当日に、「エ 使用印鑑届にて届け出た印鑑」を持参できない場合は、委任状を提出し、受任者印(代理人の個人印)で入札してください。代表者の代わりに社員が来る場合でも、「エ 使用印鑑届にて届け出た印鑑」を持参する場合、委任状は必要ありません。委任状は1公募物件につき1枚提出が必要です。

(3) 入札書の記入方法

- ① 入札書は、ホームページから様式6をダウンロードのうえ、必要事項を記入・押印し、入札当日に持参してください。(入札書は、入札当日、入札会場においても配布いたします。)
- ② 入札金額には、年間の貸付料(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)を記入してください。(設置箇所が屋内の場合、貸付料には消費税及び地方消費税が加算されます。)
- ③ 入札書は必ず金額の冒頭に¥マークを入れてください。また、金額の修正は認めません。金額を間違えた場合は新たに様式6をダウンロードの上、入札書を作成してください。¥マーク漏れ及び金額の修正がある入札書での応募は無効となります。
- ④ その他詳細については、入札書(記入例)をご参照ください。

(4) 入札・開札当日の手続き

入札・開札は、グループごとに次のとおり実施します。

① 参加受付

入札会場への入室前に、受付担当者に入札要項及び参加資格確認結果通知書をご提出いただきます。代理人が入札に参加する場合は、併せて入札参加に係る委任状をご提示ください。入札開始時刻の10分前までに受付を済ませ、入札執行官の案内に従って入札会場に入室してください。

② 入札

入札開始時刻になりましたら、入札執行官の指示に従い、入札書をご提出いただきます。なお、入札に参加する入札者が一人の場合でも、入札を執り行います。

また、公正な入札が執行できないと入札執行官が判断した場合は、入札を中止する場合がございます。

※入札者は、事由の如何にかかわらず、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができませんので、ご注意ください。

③ 開札

すべての入札者による入札終了後、即時開札を執り行い、最低貸付料以上で最高価格の入札をした落札者を設置事業者と決定します。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札事務に関係のない市の職員が立ち会います。なお、最高の入札額での申込みが2人以上いた場合は、直ちにその場でくじ引きを行い、落札者を決定いたします。入札者がくじを引かないとき

は、この入札事務に関係のない市の職員が代行します。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 記名押印を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札
- ⑤ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 鉛筆書きによる入札
- ⑦ 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる入札
- ⑧ 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- ⑨ 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- ⑩ 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札
- ⑪ 入札に関し、市職員の指示に従わなかった者のした入札
- ⑫ 酒気を帯びて入場した者の入札
- ⑬ 郵送、電話、ファックス又は電子メールによる入札
- ⑭ 著しい反社会的活動を行う等、明らかに市有財産の契約相手方として相応しくないことが判明した者のした入札
- ⑮ 前各号に定めるもののほか、募集要項に違反した入札

11 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取消します。決定を取り消された場合、取消しの事実があった日から2年間は、自動販売機の公募入札・提案募集には参加できません。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約締結の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募資格要件を満たしていない場合、また設置事業者において応募資格要件に反する事実があることを市が確認した場合
- (3) 公開の場における設置事業者の決定後の辞退等、公募選定事務の円滑な執行を困難にする行為と市が判断した場合
- (4) その他、設置者として適当でないと市が認めた場合

12 契約手続き

(1) 契約書の締結

設置事業者に決定した者は、岸和田市との間で、市有財産賃貸借契約書を締結します。

なお、屋内物件と屋外物件を同時に落札した場合、契約書は各々作成することとします。

印紙税については、設置事業者の負担とします。ただし、建物内に自動販売機を設置する場合、印紙税は不要です。

(2) 手続きの期限

契約書の締結の期限は 2019 年3月8日(金)午後5時 30 分までとします。

13 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

設置事業者は契約手続きと同時に契約保証金の納付が必要です。契約保証金は決定貸付料(5年分、税込)の 100 分の 10 に相当する額となります。

(2) 契約保証金の還付

納めていただいた契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認した後、還付申出書の提出により後日銀行振り込みの方法で返還します。返還にあたって利息は付しません。契約者(落札者)が本契約上の義務を履行しないときは、契約を解除します。この場合、契約保証金は返還しません。

(3) 入札保証金への充当

契約保証金には入札保証金の充当が可能です。充当を希望される場合、別途「契約保証金充当依頼書」をご提出ください。

(4) 契約保証金の免除

下記に該当する場合、契約保証金を免除します。

- ① 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結している場合。
- ② 過去2年の間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約(行政財産の目的外使用許可を含む)を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する場合。

14 自己都合による契約解除

設置事業者の自己都合により契約を解除する場合、解除しようとする日の6カ月以上前までに書面にて申し出てください。この場合の解除は、契約した物件全ての自動販売機を対象とし、物件の一部のみを解除することはできません。また、このことにより次の事項を課すこととします。

- (1) 当該年度中に支払済みの貸付料は返還しません。また、電気料金については、当該年度中の実費相当額の支払いが必要となります。
- (2) 契約解除した事実があった日から2年間は、自動販売機の公募入札・提案募集には参加できません。
- (3) 5年間の貸付料総額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を支払うこととします。
- (4) 契約保証金は返還しません。(契約保証金は違約金に充当が可能です。)

15 瑕疵担保責任等

設置事業者は、次の場合において契約の解除、貸付料の減額又は損害賠償請求を岸和田市に對してできません。

- (1) 貸付物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵があるとの理由による瑕疵担保責任を主張するとき

(2) 岸和田市の責に帰することができない理由によって自動販売機が滅失又は毀損したとき

16 その他

この募集要項若しくは契約書に定めがない事項については、岸和田市と設置事業者が協議の上決定することとします。